

8 島根県外部監査人の資格を証する書面等の閲覧に関する規則

(平成11年3月30日島根県規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、外部監査人の資格を証する書面等の閲覧（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第174条の49の25第2項又は第174条の49の33第2項（政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規程による書類の閲覧をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の期間)

第2条 政令第174条の49の25第2項に規定する規則で定める期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査契約の期間とする。

2 政令第174条の49の33第2項に規定する規則で定める期間は、地方自治法第252条の29に規定する個別外部監査契約の期間とする。

(閲覧の場所)

第3条 閲覧は、監査委員事務局の事務室において行うものとする。

(閲覧の手続)

第4条 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(書類の持ち出し等の禁止)

第5条 閲覧をする者は、閲覧する書類を第3条の場所以外に持ち出し、又は汚損し、若しくは破損してはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 知事は、前条の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。